平成２５年（フ）第８３０号
千葉県船橋市栄町１丁目15番24号
債務者　川澄　妙子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８３８号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区10棟104号
債務者　新井　榮子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８０号
新潟市東区猿ケ馬場１丁目６番14号　ハイツ貝津102、前住所新潟市東区粟山３丁目５番２号
債務者　渡辺由美子（旧姓大舘）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０１号
新潟市中央区堀之内南２丁目12番４号　シャトウ堀之内203号
債務者　芳原　圭子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２６号
新潟市中央区紫竹山１丁目７番36号　トーコーハイツＢ103号、前住所新潟県新発田市舟入町１丁目２番30号　アーバンエステート102
債務者　室本　真樹
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３９号
新潟市西蒲区和納2002番地12
債務者　中村　薫美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４６号
新潟市南区味方1185番地７
債務者　渡邊　　泉
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５２号
新潟市中央区白山浦１丁目621番地１、前住所新潟市中央区白山浦１丁目618番地
債務者　角田　幸市
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
静岡県牧之原市細江2212番地３　ライフピア203
債務者　オオニシバレリアこと　フェヘイラ　ガルヴァオ　オオニシバレリア
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１６４９号
名古屋市中区東桜２丁目19番７号　桜ガーデン202号
債務者　鈴木　久美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０３５号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目11番14号　ハーベスト西田辺201号、前住所大阪市天王寺区上本町６丁目７番21―705号
債務者　中島　庸晃
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０４９号
大阪府茨木市本町１番16号　本町八番館305号、前住所大阪府羽曳野市古市４丁目７番４号
債務者　藤川　弘貴（旧姓阪下）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３４４号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番22―702号
債務者　東　　繁
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３６８号
大阪市東淀川区淡路３丁目14番19号　ホワイトリバー淡路104号
債務者　綾井　正作
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４８９号
大阪府大東市赤井３丁目１番28号
債務者　土肥　規子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５６１号
大阪府豊中市南桜塚４丁目11番15―102号
債務者　小池　雄一
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５６２号
大阪府豊中市南桜塚４丁目11番15―102号
債務者　小池めぐみ（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部